

霧島市都市計画マスタープラン 現行・見直し案比較表

分野		現行	見直し案
土地利用の方針	基本的な考え方	<p>①集約型都市構造の実現に向け、都市核を中心としたまとまりのある市街地の形成を目指します。</p> <p>②市街化を図るエリアと開発を抑制するエリアを明確化し、用途地域内の農地や低・未利用地の利活用を図り、計画的な土地利用の形成を図ります。</p> <p>③地区計画や建築協定等の規制誘導手法の導入を検討し、住民の合意形成を図りながら、良好な住環境の維持・保全を図ります。</p>	<p>①集約型多極連携ネットワーク都市構造の実現に向け、都市核を中心としたまとまりのある市街地の形成を目指します。</p> <p>②居住や医療・福祉施設、商業等の都市施設の市街地への緩やかな誘導とともに、用途地域内の農地や空き地・空き家等の低未利用地の利活用により、計画的な土地利用の形成を図ります。</p> <p>(削除)</p>
	用途地域の方針	<p><商業・業務地></p> <p>①国分中央三丁目や見次交差点を中心とした市街地を本市の主要な商業・業務地として位置付け、商業施設や業務施設等の集積を図ります。</p> <p>②市役所周辺における、市民会館や総合福祉センター、保健センターなどの公共・公益施設が集積する地区は、機能の維持・充実に努めます。</p> <p>③日当山、姫城地区は、温泉郷としての観光面の機能を有していることから、観光地として魅力のある商業地域の形成を目指すとともに、周辺に住宅地が多く立地していることに十分配慮しつつ、地域に密着した商業地域を形成します。</p>	<p><商業・業務地></p> <p>①国分駅周辺や市役所周辺を中心とした国分地域、隼人駅や見次交差点を中心とした隼人地域の市街地を本市の主要な商業・業務地として位置付け、現在実施中の隼人駅周辺の土地区画整理事業の推進や国分中央地区の再開発事業の導入検討により、商業施設や業務施設等の集積を図るとともに、相互の市街地の連携を強化します。</p> <p>②市役所周辺における、市民会館や総合福祉センター、保健センターなどの公共・公益施設が集積する地区は、機能の維持・充実に努めます。</p> <p>③日当山、姫城地区は、温泉郷としての観光面の機能を有していることから、観光地として魅力のある商業地域の形成を目指すとともに、周辺に住宅地が多く立地していることに十分配慮しつつ、地域に密着した商業地域を形成します。</p>
		<p><近隣商業地></p> <p>①見次・真孝等の国道 223 号沿道や都市計画道路野口線の国分中央六丁目から見次交差点付近に至る沿道、JR 隼人駅周辺などを、生活圏のサービス需要に対応するための近隣商業地と位置付け、効率的な配置を促進するとともに、その機能の維持・充実に努め、生活利便性の向上に努めます。</p>	<p><近隣商業地></p> <p>①見次・真孝等の国道223号沿道や都市計画道路野口線の国分中央六丁目から見次交差点付近に至る沿道、隼人駅周辺などを、生活圏のサービス需要に対応するための近隣商業地と位置付け、効率的な配置の促進や、その機能の維持・充実に努めるとともに、国分・隼人地域の2つの都市核の連携・強化を図るため、エリア拡大の検討を行うなど、生活利便性の向上に努めます。</p>
		<p><沿道サービスゾーン></p> <p>①都市計画道路向花清水線の JR 国分駅西側周辺沿道や都市計画道路野口線の川跡交差点から見次交差点に至る沿道、国道 223 号の見次交差点から隼人東インターチェンジ付近に至る沿道には、ロードサイド型の商業施設が立地していることから、沿道型商業地としての充実に努めます。</p> <p>②国道 10 号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道 223 号との交差点に至る沿道及び主要地方道国分霧島線の国道 10 号との交差点から川跡交差点に至る沿道は、沿道景観に十分配慮しつつ、幹線道路の商業需要に対応した商業地としての利用を図ります。</p>	<p><沿道サービスゾーン></p> <p>①都市計画道路向花清水線の国分駅西側周辺沿道や都市計画道路野口線の川跡交差点から見次交差点に至る沿道、国道223号の見次交差点から隼人東インターチェンジ付近に至る沿道には、ロードサイド型の商業施設が立地していることから、沿道型商業地としての充実に努めます。</p> <p>②国道10号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道223号との交差点に至る沿道及び主要地方道国分霧島線の国道10号との交差点から川跡交差点に至る沿道は、沿道景観に十分配慮しつつ、幹線道路の商業需要に対応した商業地としての利用を図ります。</p>
		<p><低層住宅地></p> <p>①土地区画整理事業や計画的な開発事業等により形成された住宅地や、低層住宅を主体とする地域を低層住宅地として位置付け、良好な住環境の維持・保全を目指します。</p>	<p><低層住宅地></p> <p>①既存の低層住宅を主体に構成された地域を低層住宅地として位置付け、良好な住環境の維持・保全を目指します。</p>
		<p><一般住宅地></p> <p>①一定規模の生活利便施設と中低層の住宅を主体とする地域を、一般住宅地として位置付け、周辺環境との調和を図りながら利便性の高い快適な中低層住宅地としての利用を図ります。</p> <p>②既存の住宅や用途地域内の農地、低・未利用地の有効活用を図り、市街地における定住促進を図ります。</p> <p>③快適な住環境の形成と将来の住宅需要に対応するため、用途地域の見直しなどを適宜検討し、宅地の適正な誘導に努め、秩序ある住宅地の開発を進めます。</p>	<p><一般住宅地></p> <p>①一定規模の生活利便施設と中低層の住宅を主体とする地域を、一般住宅地として位置付け、周辺環境との調和を図りながら利便性の高い快適な中低層住宅地としての利用を図ります。</p> <p>②既存の住宅や、用途地域内の農地、空き地・空き家等の低未利用地の有効活用を図り、市街地における定住促進を図ります。</p> <p>③快適な住環境の形成と将来の住宅需要に対応するため、用途地域の見直しなどを適宜検討し、宅地の適正な誘導に努めます。</p>
非線引き用途白地地域		<p><工業地></p> <p>①地域に点在する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。</p> <p>②既存の工業団地や、新たに整備される工業団地については、敷地内の緑地化等を促進し、周辺の住環境や景観に配慮した整備を推進します。</p> <p>③隼人港周辺は、隼人東インターチェンジからのアクセスがよく、企業立地条件に恵まれた地区です。このため、周辺環境に十分配慮し、工業用地としての開発を検討する必要があります。</p>	<p><工業地></p> <p>①地域に点在する大小の工業用地は、引き続きその機能を維持します。</p> <p>②さらなる企業誘致を促進するため、インターチェンジ付近の広大な土地を対象に工業地の拡充を図ります。</p> <p>③工業団地については、敷地内の緑地化など、周辺の住環境や景観に配慮した整備を推進します。</p> <p>(削除)</p>
		<p><流通業務ゾーン></p> <p>①国道 10 号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道 223 号との交差点に至る沿道域においては、ロードサイド型商業施設を含めた流通拠点を配置し、東九州自動車道の国分インターチェンジ、隼人東インターチェンジ及び隼人港周辺においては、恵まれた交通利便性を生かし、流通業務地としての土地利用を検討します。</p> <p>②鹿児島空港に面する国道 504 号沿道においては、空港に関連する流通業務施設の拠点としての利用を図ります。</p>	<p><流通業務ゾーン></p> <p>①国道10号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道223号との交差点に至る沿道域においては、ロードサイド型商業施設を含めた流通拠点を配置し、東九州自動車道の国分インターチェンジ、隼人東インターチェンジ及び隼人港周辺においては、恵まれた交通利便性を生かし、流通業務地としての土地利用を検討します。</p> <p>②鹿児島空港に面する国道504号沿道においては、空港に関連する流通業務施設の拠点としての利用を図ります。</p>
		<p>①用途地域周辺において、農用地区域が除外され、商業施設の立地や小規模な住宅地開発の進行等が見られる地域を「市街化適正誘導区域」と位置付け、秩序ある土地利用に向けた用途地域制度や地区計画制度の活用等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の推進等により、良好な住環境等の形成を図ります。</p> <p>②市街化適正誘導区域や地域拠点等を除く都市計画区域内の非線引き用途白地地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、良好な集落環境や田園景観等の保全に努め、必要に応じて特定用途制限地域等の土地利用規制について検討します。</p>	<p>①用途地域周辺において、都市的土地利用の進行が見られる地域及び、今後、都市的土地利用を推進する地域を「市街化適正誘導区域」と位置付け、農林漁業との調和を図り、治水や交通等に関する諸課題を整理しつつ秩序ある土地利用に向けた用途地域制度や地区計画制度の活用等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の推進等により、良好な住環境等の形成を図ります。</p> <p>②建築基準法に基づく建築物形態規制地域を指定している区域については、用途地域指定を推進します。</p> <p>③市街化適正誘導区域や地域拠点等を除く都市計画区域内の非線引き用途白地地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、良好な集落環境や田園景観等の保全に努め、必要に応じて特定用途制限地域等の土地利用規制について検討します。</p>
農業・自然的土地利用の方針	<p><農地></p> <p>①農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良農地は、農業の生産基盤としての機能を維持するとともに、農用地を分断するような土地利用の転換を極力抑制し、緑のオープンスペースとして保全に努めます。</p> <p>②農業の継続的な発展のため、農業振興地域整備計画に沿った、ほ場整備や農道・用排水路等の生産基盤整備を進め、生産性の向上や優良農地の確保を図ります。</p> <p><森林></p> <p>①森林については、水源涵養機能や国土保全機能、水質・大気の浄化機能など、市民生活に密着した機能を有しており、自然景観、動植物の生息地などの重要な役割を果たしていることから、これらの貴重な財産の保全に努めます。</p> <p>②林業の振興のため、森林整備計画に基づき、林道などの整備を進め、森林の適切な維持管理に努めます。</p>	<p><農地></p> <p>①農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる農地は、農業の生産基盤としての機能を維持するとともに、市街地に隣接する農用地は、周辺部の都市的土地利用との整合性と自然環境との調和を十分考慮したうえで、都市地域との調整を図ります。</p> <p>②農業の継続的な発展のため、農業振興地域整備計画に沿った、ほ場整備や農道・用排水路等の生産基盤整備を進め、生産性の向上や優良農地の確保を図ります。</p> <p><森林></p> <p>①森林は、水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面的な機能を持っています。これらの機能を持続的に発揮させるために、「伐って、使って、植えて、育てる」といった、森林資源の循環利用のサイクルを推進しながら、森林の適切な維持管理を促進し、健全な森林の造成を図ります。</p> <p>②林業の振興のため、森林整備計画に基づき林道などの整備を進め、森林の適切な維持管理とともに、森林の再生に努めます。</p> <p>③大規模な地形改変を要する太陽光発電施設などの開発に対しては、周辺の森林環境と調和した形態や配置の誘導に努めます。</p>	
都市計画区域の再編	<p>①本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域が共存する状態となっていますが、今後、一体の都市として総合的な都市計画を進めていくため、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、都市計画区域の設定を見直し、再編について検討を行います。</p>	<p>①本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域が共存する状態となっていますが、今後、一体の都市として総合的な都市計画を進めていくため、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、都市計画区域の見直しの検討を進め、再編を図ります。</p>	
市街地整備及び住環境整備	<p>基本的な考え方</p> <p>①既存の都市機能ストックの有効活用を図りながら、都市の再生・再構築を図り、災害に強くコンパクトな都市づくりを進めます。</p> <p>②都市基盤が整った住宅市街地や工業用地を確保するため、土地区画整理事業などの面的整備事業や、地区計画、建築協定等の規制誘導手法の導入を検討します。</p> <p>③多様な個性を持つ地域特性に応じて、利便性・快適性や自然環境等を生かした住環境の整備を図り、地域住民の生活環境の向上に努めるとともに、団塊世代や若い世代のI・Uターンによる移住・定住を促進します。</p>	<p>①国分駅、隼人駅周辺の市街地については、県中央核都市としての高次な都市機能の集積と地域住民の利便性の向上、交流人口の拡大を目指した整備を図ります。</p> <p>②既存の都市機能ストック、空き地、空き家等の低未利用地を有効活用しながら都市の再生・再構築を図り、災害に強くコンパクトな都市づくりを進めます。</p> <p>③良好な居住環境が整った住宅市街地を確保するため、土地区画整理事業などの面的整備事業を行うとともに、地区計画、建築協定等の規制誘導手法の導入を検討します。</p> <p>④多様な個性を持つ地域特性に応じて、都市機能の維持・充実に交通利便性の向上に努めるとともに、空き地・空き家の有効活用や自然環境を活かした快適な住環境の整備を図ります。</p>	

霧島市都市計画マスタープラン 現行・見直し案比較表

分野	現行	見直し案
市街地整備の推進	<p>①JR 国分駅、隼人駅周辺の市街地については、県央地域中核都市としての高次な都市機能の集積と地域住民の利便性の向上、交流人口の拡大を目指した整備を図ります。</p> <p>②国分地域については、歩行者の回遊性や地域内緑地の保全に配慮するとともに、面的整備手法の活用について地権者や関係者とともに検討します。</p> <p>③隼人地域については、都市構造における役割に応じ、基盤整備や地区計画等の市街地の誘導策を検討します。</p> <p>④各地域拠点については、都市基盤の整備を優先的かつ計画的に推進し、生活環境の整備、都市機能の充実を図ります。</p>	<p>(2-1に移動)</p> <p>①国分駅周辺や市役所周辺を中心とした国分地域については、都市再生整備計画事業により、まちの総合力・回遊性の向上や骨格道路の機能強化、安全性・防犯性の高いまちづくりを推進するとともに、面的整備手法の活用について地権者や関係者とともに検討します。</p> <p>②隼人駅周辺や見次交差点周辺を中心とした隼人地域については、土地区画整理事業の推進や、都市再生整備計画事業の導入により、主要な都市機能の誘導や、駅東西の回遊性を高め、にぎわい空間の創出を図ります。 (削除)</p>
土地区画整理事業の促進	<p>①隼人地域で実施中の浜之市地区土地区画整理事業、鹿児島空港周辺で実施中の麓第一地区土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、JR 隼人駅東側において、隼人駅東地区土地区画整理事業を推進します。</p> <p>②今後とも、基盤未整備地区では、市民や関係者の理解と協力を得ながら、面的整備事業の必要性を検討し、実施に努めます。</p>	<p>タイトル「土地区画整理事業の推進」</p> <p>①隼人地域で実施中の浜之市地区土地区画整理事業、隼人駅東地区土地区画整理事業、鹿児島空港周辺で実施中の麓第一地区土地区画整理事業の早期完了を目指します。</p> <p>②今後とも、基盤未整備地区では、市民や関係者の理解と協力を得ながら、面的整備事業の必要性を検討します。</p>
地区計画、建築協定の活用	<p>①大規模開発や面的整備事業等の実施区域においては、地区計画、建築協定の導入などにより、適切な土地利用の誘導を図ります。</p> <p>②また、それ以外の地域においても、地域の特性に応じ、快適な都市環境の創出を図るため、地区計画等の導入を検討します。</p>	<p>①周辺環境と調和した市街地形成を図るため、大規模開発や面的整備事業等の実施区域においては、地区計画、建築協定の導入などにより、適切な土地利用の誘導を図ります。</p> <p>②上記以外の地域においても、地域の特性に応じた快適な都市環境の創出を図るため、地区計画等の導入を検討します。</p>
地域の特性に応じた住環境整備	<p><まちなか居住の推進></p> <p>①JR 国分駅、隼人駅周辺の市街地においては、活性化を図る視点から、買物客の回遊性向上のための整備や街並み整備などとあわせ、都市型住宅や高齢者向け住宅等の供給を促進し、“まちなか居住”を進めます。</p> <p><既成市街地の住環境の改善></p> <p>①道路が狭隘で木造老朽住宅の多い地域においては、住宅の建替えにあわせた狭隘道路の解消やオープンスペースの確保、住宅・建築物の耐震化・耐火化等を誘導し、安全で快適な住環境の向上を促進します。</p> <p><郊外住宅地の活性化></p> <p>①田園住宅地域内の住宅地などの郊外住宅地に関しては、多世代が混在・交流するバランスのとれたコミュニティの形成を目指し、宅地分譲や住替え等の情報を発信するとともに、高齢者にやさしく、子育てのしやすい住環境の整備や地域のニーズに応じた多様な機能の導入などを進め、より快適な暮らしの実現を目指します。</p> <p><中山間地域への定住促進></p> <p>①豊かな自然環境に囲まれた中山間地域の魅力を都市部へ広めるとともに、霧島市移住定住促進事業による助成制度等の周知に努め、二拠点居住希望者やI・J・Uターン希望者の定住を促進するなど、都市部との交流を進めながら地域の活性化と定住の促進を目指します。</p> <p><住民による良好な住環境の形成・保全></p> <p>①地域の特性に応じた良好なまちなみ環境の維持・改善と市民によるまちづくりを推進するため、建築協定、緑地協定、景観協定等の締結について、積極的な支援を図ります。</p>	<p><まちなか居住の推進></p> <p>①国分駅、隼人駅周辺の市街地においては、活性化を図る視点から、買物客の回遊性向上のための整備や街並み整備などとあわせ、都市型住宅や高齢者向け住宅等の立地を促進し、“まちなか居住”を進めます。</p> <p><既成市街地の住環境の改善></p> <p>①道路が狭隘で木造老朽住宅の多い地域においては、住宅の建替えにあわせた狭隘道路の解消やオープンスペースの確保、住宅等の建築物の耐震化・不燃化等により、安全で快適な住環境の形成を図ります。</p> <p><郊外における住宅地の整備></p> <p>①市街地近郊地域における既存住宅地においては、多世代が混在・交流するバランスのとれたコミュニティの形成を図ります。新規住宅地については、将来都市構造の実現に向けた土地利用の誘導を図ります。</p> <p><中山間地域の住環境の形成></p> <p>①中山間地域においては、各総合支所周辺などを地域の生活を支える拠点とし、良好な住環境の形成を図ります。</p> <p><住民による良好な住環境の形成・保全></p> <p>①地域の特性に応じた良好なまちなみ環境の維持・改善と市民によるまちづくりを推進するため、建築協定、緑地協定、景観協定等の締結について、積極的な支援を図ります。</p>
道路交通網施設整備の方針	<p><快適で利便性の高い交通ネットワークの形成></p> <p>【総合交通体系の確立】</p> <p>①高規格幹線道路や鉄道、鹿児島空港、港湾などの広域交通体系の整備を推進し、観光や産業などの広域的な交流ネットワークの形成を図ります。</p> <p>②市民や観光客などの移動を簡便にするとともに、地域住民の交流を促進するため、多様な交通手段による総合的な交通体系の構築と交通機関相互の結節機能の強化に努め、自動車交通に過度に依存しない都市づくりを目指します。</p> <p>③国分・隼人の市街地を除く中山間地域においては、安心して日常生活を送れるよう、農林業施策とも連携しながら、地域内及び市街地との交通アクセスを容易にするよう努めます。</p> <p>【円滑な道路交通ネットワークの形成】</p> <p>①道路については、霧島市総合都市交通計画に基づき、市内における適正なネットワークの形成を目指します。また、機能分担の明確化により、通過交通と域内交通の分離を図り、円滑な交通の確保と安心・安全な歩行者空間の創出を目指します。</p> <p>【公共交通の充実】</p> <p>①公共交通については、観光施策や企業誘致施策などと連動させ、路線や便数の充実と利用者の増加に努めます。</p> <p><効果的な交通ネットワークの整備></p> <p>①交通ネットワークの整備に関する事業は、市民の意向を把握しながら、費用対効果、緊急性及び地域投資のバランス等に配慮しつつ推進します。また、これまで蓄積してきた既存ストックを有効に活用することを前提に、将来、維持管理等において過度の負担が生じないように配慮します。</p> <p><市民に親しまれる安心・安全な交通環境づくり></p> <p>①交通施設の整備に際しては、ユニバーサルデザインや環境共生に配慮するとともに、駅など交通結節点における交流機能の充実や市民との協働による道路環境等の整備などを通じ、市民に親しまれる環境整備に努めます。</p>	<p><快適で利便性の高い交通ネットワークの形成></p> <p>【総合交通体系の確立】</p> <p>①高規格幹線道路や鉄道、空港、港湾などの広域交通体系の整備を推進し、産業や観光などの広域的な交流ネットワークの形成を図ります。</p> <p>②市民や観光客などの移動を円滑にするとともに、地域住民の交流を促進するため、多様な交通手段による総合的な交通体系の構築と交通機関相互の結節機能の強化に努め、自家用車に過度に依存しない都市づくりを目指します。</p> <p>③国分・隼人の市街地を除く中山間地域においては、安心して日常生活を送れるよう、農林業施策とも連携しながら、地域内及び市街地との交通アクセスを容易にするよう努めます。</p> <p>【円滑な道路交通ネットワークの形成】</p> <p>①道路については、霧島市総合都市交通体系調査に基づき、市内における適正なネットワークの形成を目指します。また、機能分担の明確化により、通過交通と域内交通の分離を図り、円滑な交通の確保と安心・安全な歩行者空間の創出を目指します。</p> <p>【公共交通の充実】</p> <p>①公共交通については、鉄道、バス等の利用促進につながる各種取組を関係団体等と連携し、官民一体となって取り組みます。</p> <p><効果的な交通ネットワークの整備></p> <p>①交通ネットワークの整備に関する事業は、市民の意向を把握しながら、必要性・緊急性、費用対効果等を総合的に判断し推進します。また、これまで蓄積してきた既存ストックを有効に活用することを前提に、将来、維持管理等において過度の負担が生じないように配慮します。</p> <p><市民に親しまれる安心・安全な交通環境づくり></p> <p>①交通施設の整備に際しては、ユニバーサルデザインや環境に配慮するとともに、駅など交通結節点における交流機能の充実や市民との協働による道路環境等の整備などを通じ、市民に親しまれる環境整備に努めます。</p>
道路	<p><幹線道路整備と渋滞対策の推進></p> <p>①バイパス道路の整備や空港・港湾など地域の拠点施設を結ぶアクセス道路の整備を推進するとともに、既存道路の拡幅、危険箇所の補修や改良により、幹線道路の渋滞解消を目指します。</p> <p>②国道・県道については、道路整備の促進を図ります。</p> <p>③交通需要マネジメント(TDM)などの渋滞対策の取り組みを検討します。</p> <p><都市計画道路の整備による道路ネットワークの拡充></p> <p>①土地区画整理事業などとも連動しながら、都市計画道路の計画的な整備を進め、市内の円滑な移動の確保を図ります。</p> <p>②長期未着手の都市計画道路については、霧島市総合都市交通計画等を踏まえ、必要に応じた見直しを図ります。</p> <p><生活道路の整備></p> <p>①生活道路については、年次計画により改良工事や舗装工事を行い、あわせて道路標識の充実を図ります。また、老朽化した橋梁対策を進めます。</p> <p><安心・安全な道路空間の整備></p> <p>①バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、歩行者優先の誰もが安心して利用できる道路環境の創出を図ります。</p> <p>②交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地域を中心に、交通安全対策として、道路反射鏡・防護柵等の交通安全施設の整備を行うほか、信号機の設置推進を行い、市外からの来訪者にもわかりやすい案内板や標識などの整備を進めます。</p> <p>③踏切道の立体交差化や統廃合などにより、踏切道の安全性の向上と交通の円滑化を図ります。</p> <p><市民の憩いや交流の場として環境に配慮した道路整備></p> <p>①花壇の緑化やオープンスペースの活用などにより、市民の憩いの場としての道路の整備に努めるとともに、道路緑化の推進と透水性舗装の舗設、電線類の地中化等を検討し、潤いのある都市空間の創出に努めます。</p> <p>②生活基盤である市道は、市民との協働による環境整備を促進します。</p>	<p><幹線道路整備と渋滞対策の推進></p> <p>①バイパス道路の整備や既存道路の拡幅、危険箇所の補修や改良により、幹線道路の渋滞解消を目指します。</p> <p>②広域間を連絡する高規格幹線道路及び本市の都市構造の骨格を担う主要幹線道路である国道・県道の整備促進を図ります。</p> <p>③隼人道路・東九州自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、地域生活の充実、地域経済の活性化を図るため、スマートインターチェンジの設置について、関係事業者と検討を行います。 (削除)</p> <p><都市計画道路の整備による道路ネットワークの拡充></p> <p>①土地区画整理事業などとも連動しながら、都市計画道路の計画的な整備を進め、市内の円滑な移動の確保を図ります。</p> <p>②長期未着手の都市計画道路については、霧島市総合都市交通体系調査等を踏まえ、必要に応じた見直しを図ります。</p> <p><生活道路の整備></p> <p>①生活道路については、年次計画により整備を進めるとともに、安全対策の充実を図ります。また、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、年次的に修繕を行います。</p> <p><安心・安全な道路空間の整備></p> <p>①バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが安心して利用できる道路環境の創出を図ります。</p> <p>②交通事故発生件数が特に多い国分・隼人地域を中心に、信号機や横断歩道の設置を推進するとともに、交通安全施設等の整備を進めます。また、市外からの来訪者にもわかりやすい案内板や標識などの整備を進めます。</p> <p>③交通事故発生件数が多い、あるいは渋滞が多い、または信号のない交差点などでは、安心・安全な道路空間の確保のため、交差点改良などの整備を進めます。</p> <p>④踏切道の立体交差化や拡幅などにより、踏切道の安全性の向上と交通の円滑化を図ります。</p> <p><市民に親しまれる道路環境整備></p> <p>①沿道の住民・事業者等と協働した花壇の緑化やオープンスペースの活用などにより、市民の憩いの場としての道路の整備に努めるとともに、道路緑化、電線類の地中化等を検討し、潤いのある都市空間の創出に努めます。</p> <p>②道路利用者への安全で快適な道路環境を提供、地域情報の発信、広域交流の増大を図るため、道の駅の設置について関係機関等と協議、検討を行います。</p> <p>③道路アダプト制度の活用等により、市民との協働による環境整備を促進します。</p>

霧島市都市計画マスタープラン 現行・見直し案比較表

分野	現行	見直し案
公共交通	<p><鉄道の利便性の向上> ①鉄道については、平成23年の九州新幹線全線開通を見据え、利用者増に見合った運行ダイヤの適正化等をJR等の関係機関の協力のもと促進します。また、駅周辺においては、駅前広場などの交通結節機能の充実、ユニバーサルデザイン化を図るなど、利用者の増加につながる施策を推進します。</p> <p><バス輸送の維持・確保> ①日常生活において公共交通を必要とする市民の移動手段確保のため、コミュニティバス等の充実を図ります。また、民間バス会社との連携を密にして運行路線維持に努め、市民や観光客など乗客の利便性向上に向けた検討・協議を行います。</p> <p><港湾施設・環境の整備> ①将来の貨物運送需要に対応するため、単人港(外港)の建設促進に努めるとともに、高速船の就航誘致等についても検討します。 ②福山港海岸において、親水護岸や緑地広場を整備し、親しみやすい港湾環境の整備を図ります。</p> <p><空港利用の利便性向上> ①アクセス道路や公共交通機関の整備・充実により鹿児島空港の利便性の向上を図ります。また、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外への路線やチャーター便の確保に努めます。</p> <p><駐車場・駐輪場> ①駅周辺においては、駐車場や駐輪場の整備を図ります。また、市街地においては、民間駐車場の整備を促進します。</p>	<p><鉄道の利便性の向上> ①鉄道については、利用者ニーズに見合った運行ダイヤの適正化等をJR等の関係機関の協力のもと促進します。また、駅周辺においては、駅前広場などの交通結節機能の充実、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図るなど、利用者の増加や利便性の向上につながる施策を推進します。</p> <p><バス輸送の維持・確保> ①日常生活において公共交通を必要とする市民の移動手段確保のため、コミュニティバス等の充実を図ります。また、バス事業者との連携を密にして運行路線維持に努め、市民や観光客など乗客の利便性向上に向けた協議・検討を行います。</p> <p><港湾施設の整備> ①将来の貨物運送需要に対応するため、単人港(外港)の建設促進に努めるとともに、高速船の就航誘致等についても検討します。 (削除)</p> <p><空港利用の利便性向上> ①アクセス道路や公共交通機能の整備・充実により、鹿児島空港のさらなる利便性の向上を図ります。また、県や関係機関との連携を図りながら、国内のみならず海外への路線やチャーター便の確保に努めます。</p> <p><駐車場・駐輪場の整備> ①公共交通の利用促進を図るため、駐車場・駐輪場の適正な配置・誘導に努めます。</p>
都市公園・緑地整備の方針 ↓ 水とみどり	<p>①都市公園・緑地については、緑の基本計画を策定し、これに基づく整備を進めます。特に緑化が必要なエリアについては、緑化重点地区の設定による重点的な整備を検討します。</p> <p>②都市公園・緑地の整備は、リニューアルなど、これまで蓄積してきた既存ストックを有効に活用することを前提とし、既決定または整備済みの都市公園・緑地の配置状況及び市民の意向把握や、費用対効果を十分に踏まえた上で推進します。</p> <p>③自然的・社会的特性や公園の整備状況など、地域の特性を考慮した上で、公園・緑地等の適切な配置・整備及びネットワーク化を図ります。</p> <p>④誰もが安心して安全に利用できるよう、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図ります。</p> <p>⑤市民参画による公園づくりや協定による緑化の推進により都市内緑化を促進します。また、緑化活動を通じたコミュニティの育成を目指します。</p>	<p>①自然豊かな森林や特色ある火山地形、波静かで本市の風景の一つである錦江湾海岸域の緑を次世代へ引き継いでいく貴重な財産として保全するとともに、人と自然が共生する緑の環境づくりを進めます。</p> <p>②山岳部の森林の緑と海辺の緑を結び位置にある河川やため池、水田などの様々な緑を充実させ、生物の多様性を保全するとともに、連続する移動空間やまちの風景の軸となる緑のネットワークを形成します。</p> <p>③市内に点在する自然豊かな大規模公園やキャンプ場、森林公園など、本市の重要な拠点の緑として保全するとともに、レクリエーションや環境教育の場など市民や観光客との多様なふれあいの場として活用を図ります。</p> <p>④市民の生活に根ざした憩いの場や健康づくりの場に対応する緑として、公園のほか、寺社緑地などの身近な緑を活用します。また、これらを結び緑として街路樹などを整備し、ゆとりと潤いのある道路空間の創出による良好なまちなみ景観の形成を図ります。</p> <p>⑤水源涵養機能や土砂流出防止の機能を持つ山の緑や災害防止の役割を持つ斜面緑地の保全を図るとともに、住宅地における公園・緑地は、避難地など様々な防災機能を有する施設として活用を図ります。</p> <p>⑥緑豊かな環境をつくるには、市民・事業者・行政が共に緑の重要性を理解し、共通の認識のもとでそれぞれの役割を協働で進めていくとともに、市民が主体的に行う緑のまちづくりや企業の社会貢献活動を促進します。</p>
公園・緑地整備・充実 ↓ 公園・緑地の整備	<p><身近な公園・広場等の整備充実> ①身近な公園・広場等の整備に対する市民のニーズが高いことから、整備水準が低い地域を中心に、子育て世代をはじめとする多様な世代が憩えるコミュニティ空間として、近隣公園や街区公園等の適切な配置・整備と機能の充実を図ります。また、国分海浜公園などの地区公園の整備充実を図ります。 ②市街地においては、道路の残地や街角の空地などを利用したポケットパークやポケットフォレストの整備を進めます。</p> <p><多様なニーズへの対応> ①日常の憩いはもとより、レクリエーション、健康づくりや環境学習など多様な市民ニーズに的確に対応する公園・緑地を適正に配置・整備します。既存施設については、必要に応じて機能の再整理や再整備を行いながら、市民が快適で安心・安全に利用できるように施設の充実を図ります。 ②城山公園、丸岡公園は、広域的な核となる総合公園と位置付け、整備充実・再整備を図ります。また、(仮称)霧島中央公園の整備計画の検討を進めます。</p> <p>③市民の運動の場として、国分運動公園の施設の機能充実、まきのはら運動公園の整備を進めます。 ④史跡や名勝と一体となった公園として、上野原縄文の森、単人塚史跡公園の活用を図るとともに、大隅国分寺跡及び大隅正八幡宮(鹿児島神宮)関連遺跡の歴史・史跡公園としての整備等を検討します。</p> <p><ネットワーク> ①人と緑のふれあう場を創出し、生態系を保全するため「水と緑の景観軸」の形成を図るとともに、市街地と公園のネットワークや公園相互のネットワークを充実し、公園機能の向上と利用促進を図ります。 ②また、緑の拠点となる公園・緑地や寺社林等の樹林地、水辺空間等をネットワーク化し、散策ルートやビオトープ回廊の創出を図ります。</p> <p><ユニバーサルデザイン> ①公園や緑地の整備・改修においては、日常のレクリエーション活動の場や災害時の避難場所となることに留意しながら、ユニバーサルデザイン化を推進し、すべての市民が安心して利用できる安全な施設づくりを図ります。</p>	<p><公園・緑地の整備> ①身近な公園は、子育て世代をはじめとする多様な世代が憩えるコミュニティ空間であることから、地域性等を考慮し、利用者の視点に立った多様なニーズに対応した公園づくりを進めます。</p> <p>③市街地においては、道路の残地や街角の空地などを利用したポケットパークやポケットフォレストの整備を進めます。 ⑥公園施設長寿命化計画に基づき老朽化が進行している施設を、優先順位を考慮しながら更新していきます。</p> <p>②広域的な核となる総合公園である、城山公園、丸岡公園の整備充実・再整備を図ります。 ⑤国民体育大会馬術競技会場跡地利用については、民間のノウハウも含めた活用方法について検討します。 (削除)</p> <p>④史跡や名勝と一体となった公園として、上野原縄文の森、単人塚史跡公園の活用を図るとともに、大隅国分寺跡及び大隅正八幡宮(鹿児島神宮)などの関連遺跡についても歴史・史跡公園としての活用について検討します。</p> <p><水と緑のネットワーク> ①人と緑のふれあう場を創出し、生態系を保全するため「水と緑の景観軸」の形成を図るとともに、市街地と公園のネットワークや公園相互のネットワークを充実し、公園機能の向上と利用促進を図ります。 ②緑の拠点となる公園・緑地や寺社林地等の樹林地、水辺空間等をネットワーク化し、散策ルートやビオトープ回廊の創出を図ります。</p> <p><公園・緑地の整備> ⑦誰もが安心して安全に利用できるよう、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図ります。</p>
緑あふれるまちづくりの協働による推進 ↓ 協働による緑あふれるまちづくりの推進	<p><公共空間等の緑化> ①道路や鉄道沿線の緑化、官公庁や学校・公営住宅等の公共敷地の緑化を推進するとともに、緑化や維持管理への市民の参画を促進します。 ②また、花いっぱい運動の推進やガーデニング、市民花壇づくりの普及などを通じ、花と緑あふれるまちづくりを支援します。</p> <p><民有地の緑化> ①住宅敷地や店舗・企業敷地などの緑化を促進するため、緑化に関する情報提供や緑化基金制度の設立など支援体制の充実を努めます。 ②宅地開発等においては、建築協定や緑地協定、地区計画に基づく緑化の取り組みを促進します。また、大規模事業所における敷地内緑化を指導するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化の普及を進めます。</p> <p><市民との協働による公園づくりや管理運営> ①公園の整備や改修に当たっては、ワークショップ等の開催を通じ、計画づくりからの市民参画を促進し、市民意見の反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。 ②身近な公園・緑地の管理運営に市民が参画できる仕組みの充実を図ります。</p>	<p><公共空間等の緑化の推進> ①道路や河川、官公庁、学校及び公営住宅等の公共敷地の緑化を推進するとともに、緑化や維持管理への市民の参画を促進します。 (次に移動)</p> <p><民有地緑化の促進> ①住宅敷地や店舗及び企業敷地などの緑化を促進するため、緑化に関する情報提供や緑化基金制度の設立等、支援体制の充実を努めます。 ②宅地開発等においては、建築協定及び緑地協定並びに地区計画に基づく緑化の取り組みを促進します。また、大規模事業所における敷地内緑化を促進するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化の普及を進めます。</p> <p><市民との協働による公園づくりや管理運営> ①公園の整備や改修に当たっては、ワークショップ等の開催を通じ、計画に市民参画を促進し、市民意見の反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。 ②身近な公園及び緑地の管理運営に市民が参画できる仕組みの充実を図ります。 ③花いっぱい運動の推進やガーデニング、市民花壇づくりの普及などを通じ、花と緑あふれるまちづくりを支援します。</p>
河川・下水道 ↓ 水とみどり 供給処理施設に分離	<p><地域の実情を踏まえた下水道施設等の整備> ①公共下水道については、「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」や「霧島市生活排水対策推進計画」に基づき、地域の実情に応じて合併処理浄化槽等との役割分担を行い、快適で環境にやさしい生活環境の形成、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るための整備を進めます。</p> <p><災害に強く親しめる川づくり> ①市内を流れる大小の河川においては、災害に強い都市づくりを進めるため、総合的な治水対策を進めます。 ②また、河川は、農業用水など利水面での機能を有するほか、景観・レクリエーション・観光資源として、さらに生物を育む場、環境学習の場として重要であることから、適切な保全と活用を図るとともに、水辺へのアクセス性の向上など、都市づくりと一体となった水辺空間の整備を進めます。</p>	<p>(供給・処理施設に移動) 公共下水道については、「かごしま生活排水処理構想2019」や「霧島市生活排水対策推進計画」、「霧島市下水道事業経営戦略」等に基づき、地域の実情に応じて合併処理浄化槽等との役割分担を行い、快適で環境にやさしい生活環境の形成、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るための整備を進めます。</p>

霧島市都市計画マスタープラン 現行・見直し案比較表

分野	現行	見直し案
下水道 (供給処理)	<p><公共下水道等の整備></p> <p>①道路整備や土地区画整理事業などとも連携した事業体制を確立しながら、国分準人公共下水道事業、牧園町特定環境保全公共下水道事業を推進し、供用開始区域における接続率のより一層の向上を目指すとともに、処理区域の拡大を進めます。</p> <p>②公共下水道事業等の予定されていない区域等においては、合併処理浄化槽の機能や補助制度などに関する啓発活動を通じ、高度処理型を含めた合併処理浄化槽の普及推進を図ります。</p> <p><浸水対策等の充実></p> <p>①都市化の進展による保水力の低下に対応し、浸水被害対策のための雨水幹線排水路やポンプ場等の施設の整備を図ります。</p> <p><下水道関連施設の維持・管理></p> <p>①既存の下水道施設については、ライフサイクルコストの最小化の観点から踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化対策の実施を図るとともに、施設や管渠の効率的な維持・管理に努めた上で、必要に応じて適切な改築を図ります。</p> <p>②公共用水域の水質を保全するため、国分準人クリーンセンター、牧場クリーンセンターの適切な維持管理に努めます。</p>	<p><公共下水道等の整備></p> <p>①道路整備や土地区画整理事業などとも連携した事業体制を確立しながら、国分準人公共下水道事業、牧園町特定環境保全公共下水道事業を推進し、供用開始区域における接続率のより一層の向上を図るとともに、国分準人公共下水道事業については、土地利用状況の変化や霧島市下水道事業経営戦略等を踏まえ、当初計画の見直しを行います。</p> <p>②公共下水道事業等の予定されていない区域等においては、合併処理浄化槽の機能や補助制度などに関する啓発活動を通じ、高度処理型を含めた合併処理浄化槽の普及推進を図ります。</p> <p>(水とみどりに記載)</p> <p><下水道関連施設の維持・管理></p> <p>①良質な住環境を保全するため、ストックマネジメント対策事業を実施する等、国分準人クリーンセンター、牧場クリーンセンター及び管路について、適切な維持管理に努めます。</p>
河川 (水とみどり)	<p><災害に強い川づくり></p> <p>①都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害や、近年多く見られる予想困難な集中豪雨に伴う洪水等に対応するため、計画的な河川の改修・整備を進めるとともに、地域の特性に応じて被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を進めます。</p> <p>②ため池の保全、治水機能の維持・充実に努めます。</p> <p><河川整備に際しての多機能への配慮></p> <p>①河川の整備に当たっては、自然環境に配慮し、多自然型川づくり等によりアユなどの魚類やホタルなど水域生物が棲みやすい環境の創出に努めます。</p> <p>②農業用水の確保など事業活動との整合を図ります。</p> <p><潤いのある水辺空間の創出></p> <p>①良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全・快適で潤いのある水辺空間の創出を図ります。</p> <p>②本市を流れる最も大きな河川である天降川においては、公園と一体となった親水空間として、河畔散策のできる天降川リバーフロントの整備を継続して進めます。</p> <p>③妙見温泉から北側の奥天降川流域においては、新たな観光スポットを発掘し、地域資源を生かした魅力ある空間の創出を目指します。</p> <p><協働で育む水辺空間の創出></p> <p>①霧島市天降川等河川環境保全条例及び天降川自然環境基礎調査報告書等を活用しながら、市民や事業者による河川の浄化活動や水辺での環境学習活動・環境保全活動を積極的に支援し、市民とともに育む川づくり・水辺空間づくりを推進します。</p>	<p><災害に強い水辺空間づくり></p> <p>①都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害や、近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴う洪水等に対応するため、計画的な河川の整備を進めるとともに、地域の特性に応じて浸水被害軽減対策等と連動した治水対策を進めます。</p> <p>②ため池の保全、治水機能の維持・充実に努めるとともに、近年の集中豪雨等による被害拡大抑制のためのハザードマップ等の整備を進めます。</p> <p><周辺環境に配慮した河川整備></p> <p>①河川の整備に当たっては、自然環境に配慮し、多自然型川づくり等によりアユなどの魚類やホタルなど水域生物が棲みやすい環境の創出に努めます。</p> <p>②農業用水の確保など事業活動との整合を図ります。</p> <p><潤いのある水辺空間の創出></p> <p>①良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全・快適で潤いのある水辺空間の創出を図ります。</p> <p>②本市を流れる天降川においては、良好な自然環境に配慮しながら、公園と一体となった親水空間の形成を図るとともに、妙見温泉から北側の奥天降川流域においては、地域資源を活かした魅力ある空間の形成を図ります。</p> <p>(2)に統合)</p> <p><浸水対策の推進></p> <p>①国分・準人地域の浸水被害を防除するため、霧島市雨水管理総合計画に基づき、整備を推進します。</p> <p><協働で育む水辺空間の創出></p> <p>①霧島市天降川等河川環境保全条例及び天降川自然環境基礎調査報告書等を活用しながら、市民や事業者による河川の浄化活動や水辺での環境学習活動・環境保全活動を積極的に支援し、市民とともに育む川づくり・水辺空間づくりを推進します。</p>
供給処理 関連施設 整備	<p>①上水道・簡易水道の水道施設については、老朽化による機能低下が懸念されるため、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を整備し、安全でおいしい水を引き続き安定供給できるよう努めます。</p>	<p>①上水道・簡易水道の水道施設については、老朽化による機能低下が懸念されるため、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を整備し、安全でおいしい水を引き続き安定供給できるよう努めます。</p>
市場	<p>①霧島市公設地方卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない施設であることから、適切な維持・管理を行います。</p>	<p>①霧島市公設地方卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない施設であることから、都市施設として適切な維持・管理を行います。</p>
墓園・火葬場	<p><墓園></p> <p>①霧島市宇都墓地、霧島市久保山墓地公苑、霧島市しもづる墓地公苑の適切な維持・管理を行います。</p> <p><火葬場></p> <p>②霧島市国分斎場の適切な維持・管理を行うとともに、牧園・横川地区の火葬については、伊佐北始良火葬場管理組合(伊佐市)に適切に委託管理します。</p>	<p><墓園></p> <p>(削除)</p> <p><火葬場></p> <p>①霧島市国分斎場の適切な維持・管理を行うとともに、基幹的改良を計画的に行います。伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」については、構成団体として適切な維持・管理等に関与します。</p>
し尿処理場	<p>①南部し尿処理場、牧園・横川地区し尿処理場「清水館(せいすいかん)」の適正な維持管理に努めます。</p>	<p>①霧島市南部し尿処理場及び霧島市牧園・横川地区し尿処理場「清水館」の適切な維持・管理を行うとともに、基幹的改良を計画的に行います。</p>
ごみ処理施設及び最終処分場	<p>①霧島市数根清掃センターについては、資源化物の一時保管場所を整備するなど、必要に応じて作業の効率化のための施設整備を進めるとともに、適正な維持管理を行います。</p> <p>②可燃ごみ等を焼却した際に生じる飛灰固化物を、適正に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図るとともに、飛灰固化物そのもののリサイクルの可能性について調査・研究を行います。また、公共のごみ処理施設の適正な維持管理を行います。</p> <p>③ごみの適正処理及び処理経費の削減を考慮しながら、民間のごみ処理施設の活用を推進します。</p>	<p>①老朽化が進む霧島市数根清掃センターの建替えを計画的に進めます。また、伊佐北始良環境管理組合「未来館」については、構成団体として適切な維持・管理等に関与するとともに、今後の施設利用の方向性等について検討を進めます。</p> <p>②最終処分場の適切な維持・管理を行うとともに、ごみ焼却施設から排出される飛灰等を安定的に処分していくための最終処分場の確保等について検討を進めます。</p> <p>③循環型社会の形成に向けて、ごみの適正処理及びごみ処理経費の削減を考慮しながら、民間のごみ処理施設等の活用を推進します。</p>
都市環境形成と保全の方針	<p>①霧島市環境基本計画等を踏まえ、市民・事業者・行政の協働により、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいくための取り組みを進めます。</p> <p><豊かで美しい自然環境の保全></p> <p>①霧島連山や錦江湾に注ぐ天降川等の河川、流域に広がる田園や点在する温泉群などの豊かで美しい自然環境と共生し、未来への資産として継承できるよう、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を推進します。</p> <p><快適な生活環境の創造></p> <p>①快適で健全な生活環境を保全・創出するため、都市計画制度の活用を図ります。また、環境汚染や公害の防止に努めるとともに、環境の美化を進めます。</p> <p><低炭素循環型社会の形成></p> <p>①新エネルギーや省エネルギーの促進による温室効果ガスの抑制、3R(廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済み製品等の原材料としての再生利用(リサイクル))の推進、地産地消の促進により、市民の生活様式や事業活動を見直し、持続可能な社会の形成を図ります。</p>	<p>①霧島市環境基本計画等を踏まえ、市民・事業者・行政の協働により、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいくための取り組みを進めます。</p> <p><豊かで美しい自然環境の保全></p> <p>①霧島山や錦江湾に注ぐ天降川等の河川、流域に広がる田園や点在する温泉群などの豊かで美しい自然環境と共生し、未来への資産として継承できるよう、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を推進します。</p> <p><快適な生活環境の創造></p> <p>①快適で健全な生活環境を保全・創出するため、必要に応じて、都市計画制度の活用を図ります。また、環境汚染や公害の防止に努めるとともに、環境の美化を進めます。</p> <p><低炭素循環型社会の形成></p> <p>①持続可能な社会の形成を図るため、再生可能エネルギーや省エネルギーの促進による温室効果ガスの抑制及び霧島市ごみ減量化資源化基本方針に基づき、従来の廃棄物の「リデュース(発生抑制)」「リユース(再利用)」「リサイクル(再資源化)」の3Rに「リフューズ(発生回避)」を加えた4Rを推進し、市民や事業者への分かりやすい情報発信に努めます。</p>
自然環境の保全	<p><各種法令・制度の活用></p> <p>①地域の自然的・社会的特性を考慮し、都市計画法等の土地利用に関する各種法令に基づき、自然環境保全の観点から計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。</p> <p>②周辺市街地の緑地については、必要に応じて風致地区制度や緑地保全地域制度、市民緑地制度などの活用を検討し、ふるさとの緑地を保全します。</p> <p><自然環境の管理・保全等></p> <p>①森林は、水源涵養、二酸化炭素の削減、土砂災害の防止など多面的な機能を持っていることから、市民や事業者、地権者との協働により、適切な維持管理等を推進し、荒廃を防止します。また、シラス台地上の樹林地や斜面緑地の保全に努めます。</p> <p>②鹿児島空港や工場等の緩衝緑地帯については、適正な保全・創出を図ります。</p> <p>③錦江湾における海辺環境を保全するため、環境浄化や生物の生育環境の確保などに考慮した適切な管理に努めます。</p> <p><公共事業や開発における自然や生態系への配慮></p> <p>①かけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、関係法令に基づいてヤマネやコクガン、ノカイドウ、ミヤマキリシマ、カワゴケソウ、ササバモなど希少動植物の保護の徹底を図ります。</p> <p>②公共事業の実施に際しては、自然環境との調和や生態系の保全に配慮します。また、民間の宅地開発等に際しても、同様の配慮がなされるよう、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。</p>	<p><各種法令・制度の活用></p> <p>①地域の自然的・社会的特性を考慮し、都市計画法等の土地利用に関する各種法令に基づき、自然環境保全の観点から計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。</p> <p>②市街地の周辺に残る良好な緑地については、必要に応じて風致地区制度や緑地保全地域制度、市民緑地制度などの活用を検討し、ふるさとの緑地を保全します。</p> <p><自然環境の管理・保全等></p> <p>①森林は、水源の涵養、二酸化炭素の削減、動植物の生態系の保全、土砂災害の防止など多面的な機能を持っていることから、市民や森林所有者、事業者の強調により、森林の適正な維持管理等を推進し、森林の機能保全に努めます。</p> <p>②鹿児島空港や工場等の緩衝緑地帯については、適正な保全・創出を図ります。</p> <p>③錦江湾における海辺環境を保全するため、環境浄化や生物の生育環境の確保などに考慮した適切な管理に努めます。</p> <p>④希少動植物のヤマネやクロツラヘラサギ、ノカイドウ、ミヤマキリシマ、カワゴケソウなどは、霧島市の豊かな自然を感じさせる景観の一つであり、このかけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、関係法令に基づいた保全を図ります。</p> <p><公共事業や民間開発における自然や生態系への配慮></p> <p>(上に移動)</p> <p>①公共事業の実施に際しては、自然環境との調和や生態系の保全に配慮します。また、民間の宅地開発等に際しても、同様の配慮がなされるよう、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。</p>

霧島市都市計画マスタープラン 現行・見直し案比較表

分野		現行	見直し案
自然環境との共生とふれあい		<p><地域を特色づける自然との共生> ①農山村地域では、里山、農地、河川等と集落地や温泉郷等が一体となった独自の環境が形成され、自然環境は住民の生活や観光・交流に重要な役割を果たしています。これらの自然環境については、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源としての活用を継続しつつ、保全を図ります。</p> <p><自然とのふれあいの場の整備> ①自然公園や自然遊歩道などを自然体験・環境学習の場として活用するとともに、健康にも良いウォーキングロードの整備による森林セラピー基地の形成など、市民や観光客が自然とふれあえる場の整備を進めます。</p> <p><自然保護意識の高揚と協働の推進> ①環境学習の機会の提供や自然保護に関する啓発を進めるとともに、市民の参画と協働により自然環境の保全・活用を進めます。</p>	<p><地域を特色づける自然との共生> ①農山村地域では、里山、農地、河川等と集落地や温泉郷等が一体となった独自の環境が形成され、自然環境は住民の生活や観光・交流に重要な役割を果たしています。これらの自然環境については、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源としての活用を継続しつつ、保全を図ります。</p> <p><自然とのふれあいの場の創出> ①自然公園や自然遊歩道などを自然体験・環境学習の場として活用するとともに、健康にも良いウォーキングロードの整備による森林セラピー基地の形成など、市民や観光客が自然とふれあえる場の創出を図ります。</p> <p><自然保護意識の高揚と協働の推進> ①環境学習の機会の提供や自然保護に関する啓発を進めるとともに、市民の参画と協働により自然環境の保全・活用を進めます。</p>
	地球環境への配慮	<p>①市が実施する事業に関しては、霧島市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量低減に率先して取り組みます。また、地球環境への配慮について、市民・事業者への情報提供・啓発を推進します。</p>	<p>①市が実施する事業に関しては、霧島市地球温暖化対策実行計画に基づき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量低減に率先して取り組みます。また、地球環境への配慮について、市民・事業者への情報提供・啓発を推進します。</p>
快適な生活環境の創出		<p><良好で住みやすい生活環境の維持・創出> ①市街地や集落地における快適な生活環境を維持・創出するため、地域の実情に応じて、用途地域や地区計画、建築協定、緑地協定等の都市計画制度の活用や都市施設の整備を図ります。</p> <p><環境への負荷の少ない生活環境づくり> ①公害・環境汚染に関する調査や監視体制を整備するとともに、市民や事業者への啓発や関係機関との連携により、きれいな空気、きれいな水、快適な音環境(騒音・振動の防止対策の推進)の創出に努めます。</p> <p>②公共事業等に際しては、計画、工事、供用の各段階において、環境負荷の低減を図ります。また、民間事業者に対しても同様の啓発・情報提供を進めます。</p> <p>③公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水処理の適正化を図るとともに、企業・事業所や農家、ホテル・旅館等に対して、適正な排水処理や農業使用等について要請します。</p> <p><地域美化の促進> ①霧島市生活環境美化条例及び天降川等河川環境保全条例に基づき、環境美化推進員(兼河川環境保全推進員)の任命、環境美化モデル地区の指定や環境美化に関する地域リーダーの養成を行い、地域の特性を生かした美化活動を促進します。これにより、市民一人ひとりの環境美化意識の向上を図り、ごみの不法投棄等のない潤いと安らぎのある地域環境の創出に努めます。</p>	<p><良好で住みやすい生活環境の維持・創出> ①市街地や集落地における快適な生活環境を維持・創出するため、地域の実情に応じて、用途地域や地区計画、建築協定、緑地協定等の都市計画制度の活用や都市施設の整備を図ります。</p> <p><環境への負荷の少ない生活環境づくり> ①公害・環境汚染に関する調査や監視体制を整備するとともに、市民や事業者への啓発や関係機関との連携により、きれいな空気、きれいな水、快適な音環境(騒音・振動の防止対策の推進)の創出に努めます。</p> <p>②公共事業等に際しては、計画、工事、供用の各段階において、環境負荷の低減を図ります。また、民間事業者に対しても同様の啓発・情報提供を進めます。</p> <p>③公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水処理の適正化を図るとともに、企業・事業所や農家、ホテル・旅館等に対して、適正な排水処理や農業使用等について要請します。</p> <p><地域美化活動の促進> ①霧島市生活環境美化条例及び天降川等河川環境保全条例に基づき、環境美化推進員(兼河川環境保全推進員)の任命、環境美化モデル地区の指定や環境美化に関する地域リーダーの養成を行い、地域の特性を生かした美化活動を促進します。これにより、市民一人ひとりの環境美化意識の向上を図り、ごみの不法投棄等のない潤いと安らぎのある地域環境の創出に努めます。</p>
	低炭素循環型社会の形成	<p><新エネルギー・省エネルギーの促進> ①省エネルギーに関する啓発や情報提供を行うとともに、太陽光や地熱、バイオマス等を活用した新エネルギーの利用可能性と将来性を検討し、市民や事業者との協働により、温室効果ガス排出の抑制に取り組みます。</p> <p><廃棄物の減量や循環利用> ①市民、排出事業者、処理業者及び行政が協働し、役割分担しながら、3Rを推進することにより、廃棄物の排出量、焼却処理量及び最終処分量を抑制します。</p> <p>②廃棄物処理の効率化及び処理経費の削減を考慮しながら、循環的利用ができない廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減を図ります。</p> <p><地産地消の促進> ①地元産品の農産物や木材等の地元での消費を促進するための啓発を進めます。</p>	<p><再生可能エネルギー・省エネルギーの促進> ①省エネルギーに関する啓発や情報提供を行うとともに、太陽光や地熱、バイオマス等を活用した再生可能エネルギーの利用促進と、市民や事業者との協働により、温室効果ガス排出の抑制に取り組みます。</p> <p><廃棄物の減量や循環利用> ①霧島市ごみ減量化資源化基本方針に基づき、従来の廃棄物の「リデュース(発生抑制)」「リユース(再利用)」「リサイクル(再資源化)」の3Rに「リフューズ(発生回避)」を加えた4Rを推進し、廃棄物の排出量、焼却処理量及び最終処分量を抑制します。</p> <p>②廃棄物処理の効率化及び処理経費の削減を考慮しながら、循環的利用ができない廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減を図ります。</p> <p><地産地消の促進> (削除)</p>
都市景観	基本的な考え方	<p><景観行政への取り組み> ①景観法に基づく景観行政団体として、良好な景観の形成に関する「景観計画」の策定や景観上重要な建造物・樹木の保全、豊かな自然と調和した美しい農村景観の保全・創出に向けた施策などを検討し、美しいまちづくりに積極的に取り組みます。</p> <p><市民が誇りをもてる美しい都市景観の形成> ①霧島連山が織りなす山並みや、森や河川、農地などの「自然的景観」、霧島神宮や鹿児島神宮、温泉郷などの「歴史・文化的景観」、都市部における「市街地景観」を、市民が誇りをもてる美しい都市景観として保全・形成します。また、霧島連山～錦江湾～桜島を望むダイナミックな眺望は、本市の「視軸」として位置付け、眺望景観の確保に努めます。</p> <p><市民との協働による景観づくり> ①景観に対する市民の意識の啓発や必要な情報の提供を図り、市民・行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働による美しい景観づくりを推進します。</p>	<p><景観形成の取組> ①景観とは、長い年月の中で地域の自然・歴史・文化等とともに育まれてきた市民共通の大切な資産であり、適切な保全・形成を図りながら次の世代へと継承することが必要であり、景観計画に基づき本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進します。</p> <p>②霧島市景観計画に基づき、山、里、まち、平地、錦江湾沿いなどそれぞれの景域の特性を生かし、美しいまちづくりに積極的に取り組みます。</p> <p><市民が誇りをもてる美しい都市景観の形成> ①霧島山が織りなす山並みや、森や河川、農地などの「自然的景観」、霧島神宮や鹿児島神宮、温泉郷などの「歴史・文化的景観」、都市部における「市街地景観」を、市民が誇りをもてる美しい都市景観として保全・形成します。また、霧島山～錦江湾～桜島を望む雄大な自然景観への眺望は、本市の「視軸」として位置付け、眺望景観の確保に努めます。</p> <p><市民・事業者との協働による景観づくり> ①景観に対する市民・事業者の意識啓発や必要な情報提供を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働による美しい景観づくりを推進します。</p>
	自然的景観の保全と形成	<p>①韓国岳をはじめ、新燃岳、高千穂峰などが連なる霧島連山の雄大な景観、市街地から錦江湾や桜島を望む美しい景観など、地域を代表する自然的景観を、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに保全し、さらに美しく魅力あふれるものとして次世代に引き継ぎます。</p> <p>②天降川や霧島川の貴重な水辺空間については、地域を代表する潤いのある水辺景観として保全・活用を図ります。</p>	<p>①韓国岳をはじめ、新燃岳、高千穂峰などが連なる霧島山の雄大な景観、市街地から錦江湾や桜島を望む美しい景観など、地域を代表する自然的景観を、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに保全し、さらに美しく魅力あふれるものとして次世代に引き継ぎます。</p> <p>②天降川や霧島川の貴重な水辺空間については、潤いのある水辺景観として保全・形成を図ります。</p> <p>③太陽光発電施設は、周辺の良好な眺望景観に配慮した形態や配置の誘導に努めます。</p>
歴史・文化的景観の保存と活用	<p>①天孫降臨の神話が伝わる霧島神宮や、古事記に登場する海幸彦・山幸彦の神話の地とされる鹿児島神宮などの文化財・史跡をはじめ、市内に点在する地域固有の歴史的景観を保全するとともに、これらの周辺地域において歴史資源と調和した魅力的な景観の活用を図ります。</p> <p>②温泉街をはじめ、観光客など多くの人が訪れる地区においては、地域特性や周辺との調和に配慮した建築物・工作物の色彩や形態・意匠等の誘導により良好な景観形成を図るよう努めます。</p>	<p>①天孫降臨の神話が伝わる霧島神宮や、古事記に登場する海幸彦・山幸彦の神話の地とされる鹿児島神宮などの文化財・史跡をはじめ、市内に点在する地域固有の歴史的景観を保全するとともに、これらの周辺地域においては、都市計画制度の活用を図るなど、歴史資源と調和した魅力的な景観の形成を図ります。</p> <p>②温泉街をはじめ、観光客など多くの人が訪れる地区においては、地域特性や周辺との調和に配慮した建築物・工作物の色彩や形態・意匠等の誘導により良好な景観形成を図るよう努めます。</p>	
魅力ある市街地景観の創出	<p>①JR 国分駅、隼人駅周辺などのまちの玄関口となる地区については、本市の顔となる風格のある景観の形成を図ります。</p> <p>②牧園地域の高千穂地区では、街なみ環境整備事業などを活用した魅力づくりを進めます。</p> <p>③幹線道路沿道における調和のとれたまちなみの形成や、住宅地における閑静なまちなみの形成など、それぞれの地域の特性に応じた建築物の色彩・形態・意匠や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成に努めます。</p> <p>④既に良好な景観が形成されている地区や、今後、景観形成を図っていく必要がある地区については、景観計画による景観地区の指定を検討し、美しいまちなみの形成を図ります。</p>	<p>①国分駅、隼人駅周辺などまちの玄関口となる地区については、本市の顔となる賑わいや心地よさを感じられる、魅力ある市街地景観の形成を図ります。</p> <p>(削除)</p> <p>②幹線道路沿道における調和のとれたまちなみの形成や、住宅地における閑静なまちなみの形成など、それぞれの地域の特性に応じた建築物の色彩・形態・意匠や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成に努めます。</p> <p>③特徴的な景観を有している地域・地区のうち、特にきめ細やかな景観形成を推進する必要があるエリアを「育成地区」と位置づけ、霧島市景観計画等により、良好な景観の保全・形成を図ります。</p>	
市民との協働による景観づくり	<p>①美しい景観づくりのためには、行政による景観整備だけでは限界があることから、市民や事業者と行政との協働に取り組みます。</p> <p>②市民による生垣づくり、敷地内への樹木・花の植栽、ベランダや窓辺への緑の配置など、一人ひとりができる身近な景観まちづくりを推進するとともに、清掃や美化活動などの地域が主体となった活動を推進します。</p>	<p>タイトル「市民・事業者との協働によるまちづくり」</p> <p>①美しい景観づくりのためには、行政による景観整備だけでは限界があることから、霧島市景観計画に基づき、市民や事業者が配慮を求めると、協働による景観づくりを進めていきます。</p> <p>②市民や事業者による生垣づくり、敷地内への樹木、花の植栽、ベランダや窓辺への緑の配置など、一人ひとりができる身近な景観まちづくりを推進するとともに、清掃や美化活動などの地域が主体となった活動を推進します。</p>	
都市防災	<p>①風水害や地震・津波、火山噴火に伴う火災など多様な災害の発生が想定される本市の特性を踏まえ、自助・共助・公助の理念のもと、関係機関との連携及び市民との協働により、ハード・ソフトの両面から、災害に強い都市づくりを進めます。</p> <p><治山治水等による自然災害の防止> ①自然災害の危険箇所についての状況調査と、防災事業の推進及び危険箇所の周知を推進するとともに、防災の視点に立った土地利用を誘導します。</p> <p><都市の防災構造の強化> ①道路や公園・オープンスペース等が適切に配置された災害に強い都市構造の形成に努め、あわせて市街地の耐震性・耐火性の向上を図ります。</p> <p><市民との協働による減災対策> ①災害を予防し、災害時の被害を最小限にとどめるために、市民の防災意識の高揚を図り、災害への備えや住宅の耐震化等への理解を深めるとともに、自主防災組織等の整備充実について支援します。</p>	<p>①土砂災害や風水害、火山噴火、地震・津波など多様な災害の発生が想定される本市の特性を踏まえ、自助・共助・公助の理念のもと、関係機関との連携及び市民との協働により、ハード・ソフトの両面から、災害に強い都市づくりを進めます。</p> <p><土砂災害、洪水・浸水等の自然災害の防止> ①自然災害による被害を未然に防止・軽減するため、防災対策事業による施設の整備や危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策にあわせた総合的な取組を推進するとともに、防災的な視点に立った土地利用の誘導を図ります。</p> <p><都市の防災構造の強化> ①道路や公園・オープンスペース等が適切に配置された災害に強い都市構造の形成に努め、あわせて住宅、建築物の耐震改修等により、耐震化・不燃化の向上を図ります。</p> <p><協働による減災対策> ①災害を予防し、災害時の被害を最小限にとどめるために、地域の現状にあった地区防災計画の作成や、総合防災訓練などへ広く市民にも参加してもらうことにより、自主防災組織を活性化し、防災意識の向上と地域防災力の強化を図ります。</p>	

霧島市都市計画マスタープラン 現行・見直し案比較表

分野		現行	見直し案
自然災害への対策	自然災害への対策	<p><土砂災害、河川災害、高潮災害、浸水被害対策></p> <p>①台風・豪雨に伴う土砂災害の防止のため、危険箇所についての継続的な調査・把握を進め、県や地権者とも連携し、砂防施設等の整備・更新を進めます。また、土砂災害警戒区域等については、その周知に努め、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を推進します。</p> <p>②河川災害の防止のため、緊急度を考慮しつつ、河川及び治水施設の整備・更新を進めます。また、高潮災害の防止のため、海岸保全施設の整備・更新を進めます。</p> <p>③集中豪雨時の浸水被害の低減を図るため、各種治水対策事業の推進とあわせ、円滑な排水対策を推進します。</p> <p><火山災害対策の推進></p> <p>①霧島山、桜島の火山災害については、県との連携のもと、砂防施設や避難路等の整備を進めます。</p>	<p><土砂災害対策、洪水・浸水対策等の推進></p> <p>①台風や集中豪雨に伴う土砂災害の未然防止・軽減のため、土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携し、土砂災害防止施設の整備を進めます。また、土砂災害警戒区域等については、危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を図ります。</p> <p>②河川氾濫の未然防止のため、緊急度を考慮しつつ、河川の寄洲除去等を進めるとともに、洪水ハザードマップの周知など、警戒避難体制の整備・充実を図ります。</p> <p>③集中豪雨時の浸水被害の防除を図るため、霧島市雨水管理総合計画に基づく整備を推進します。</p> <p><火山災害対策の推進></p> <p>①霧島山については、火山噴火時の被害の防止・軽減を図るため、県など関係機関との連携を図り、砂防施設、火山監視機器等の整備やソフト対策の充実を図ります。</p>
	防災的土地利用の推進	<p>①既存市街地や今後住宅地として開発整備される地域においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図ります。</p> <p>②老朽木造家屋が密集する地域では、道路・空地を確保・拡充し、防災上危険な市街地の解消を図ります。</p> <p>③新規開発等の事業に際しては、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、大規模宅地造成や危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行います。</p>	<p>①既存市街地や今後住宅地として開発が見込まれる地域においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図ります。</p> <p>②老朽化した木造建築物が密集する地域では、土地区画整理事業等により道路・オープンスペースを確保・拡充し、防災上危険な市街地の解消を図ります。</p> <p>③新規開発等の事業に際しては、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、防災に配慮した誘導等を行います。</p> <p>④宅地造成規制法に基づき、大規模盛土造成地マップの作成・公表を行うことで対象区域住民等に周知を図り、宅地耐震化推進事業の導入により、宅地防災の強化を図ります。</p>
	防災空間の確保と防災ネットワークの充実	<p>①延焼遮断帯や緊急輸送路、避難路、避難場所の機能を有する防災空間としての視点を重視し、道路や公園・緑地等の適切な配置・整備に努めます。</p> <p>②医療、福祉、行政、避難場所等の機能を有する防災拠点へのアクセス道路や拠点間を結ぶ道路については、多重化・代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、耐震対策を推進します。また、身近な避難路や消防活動の支援路となる区画道路の確保を推進します。</p> <p>③災害や緊急事態に迅速に対応できるよう避難や緊急地震速報等の防災情報を確実に伝達するための防災行政無線の統合・整備に努めます。</p>	<p>①延焼遮断帯や緊急輸送道路、避難路、避難場所の機能を有する防災空間としての視点を重視し、道路や公園・緑地等の適切な配置・整備に努めます。</p> <p>②医療、福祉、行政、避難場所等の機能を有する防災拠点へのアクセス道路や拠点間を結ぶ道路については、多重化・代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、無電柱化等の耐震対策を推進します。また、身近な避難路や消防活動の支援路となる道路の確保を推進します。</p> <p>③災害や緊急事態に迅速に対応できるよう避難や緊急地震速報等の防災情報を市民へスムーズに伝えるため、伝達方法の多重化の環境整備を図ります。</p>
	市街地・建築物の耐震化・不燃化等の推進	<p><防火・準防火地域の指定></p> <p>①建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を検討するとともに、耐火建築物または防火建築物の建築を促進します。</p> <p><住宅・建築物の耐震化></p> <p>①市役所、総合支所、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設など災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共的な建築物等については、重点的に耐震化・不燃化を推進します。</p> <p>②市有建築物、特に学校教育施設については、ほとんどの学校で耐震診断を終えており、補強が必要な校舎等は年次的に耐震改修を行います。</p> <p>③建築物耐震改修促進計画に基づき、平成27年度には住宅や多くの人が利用する特定建築物、防災拠点の耐震化率が9割となることを目標として、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。</p> <p><住宅用防災機器の普及促進></p> <p>①消防法の改正により、一般住宅への設置が義務付けられた住宅用防災機器(住宅用火災警報器等)についての啓発を行い、普及促進を図ります。</p> <p><防火水槽等の整備></p> <p>①市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進します。</p> <p><空き家・空き店舗等の対策></p> <p>①空き家・空き店舗等については、所有者や管理者に対し、維持管理の徹底や敷地の囲い込みの設置、照明機器の設置、敷地内の可燃物の除去等、放火火災予防・防犯対策等を促します。老朽空き家等については、建替えや除却を促すなど、市街地における防災対策の強化に努めます。</p>	<p>タイトル「建築物の耐震化・不燃化等の推進」</p> <p><防火・準防火地域の指定></p> <p>①建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を検討するとともに、耐火建築物または防火建築物の建築を促進します。</p> <p><住宅・建築物の耐震化></p> <p>①市役所、消防・警察、学校、公民館、医療機関など災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共的な建築物等については、重点的に耐震化・不燃化等を推進します。</p> <p>②建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。</p> <p><住宅用防災機器の普及促進></p> <p>①消防法により、一般住宅への設置が義務付けられている住宅用防災機器(住宅用火災警報器等)についての啓発を行い、普及促進を図ります。</p> <p><防火水槽等の整備></p> <p>①市街地における耐震性防火水槽等消防水利の整備を推進します。</p> <p><空き家・空き店舗等の対策></p> <p>①空き家・空き店舗等については、所有者や管理者に対し、維持管理の徹底や敷地の囲い込みの設置、照明機器の設置、敷地内の可燃物の除去等、放火火災予防・防犯対策等を促します。老朽空き家等については、建替えや除却を促すなど、市街地における防災対策の強化に努めます。</p>
	ライフライン施設の耐震化等の促進	<p>①上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、関連事業者に対し、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化、代替性の確保を要請し、災害時におけるライフライン関係施設の機能確保を図ります。</p>	<p>①上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化、代替性の確保を促進し、災害時におけるライフライン関係施設の機能確保を図ります。</p>
	協働による防災まちづくりの推進	<p>①防災出前講座の開催等により市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るとともに、防災マップの配布により、市民への災害情報の提供や避難場所等の周知を行い、自衛手段の確保を促進します。</p> <p>②主な観光拠点や宿泊施設に防災マップを掲示するなど、観光客等の一時滞在者に対する防災情報の提供に努めます。</p> <p>③関係機関と連携した対策会議の継続的な開催により、総合的な防災体制の強化を図ります。</p> <p>④地域の防災力向上のため、関係機関と連携し、防災リーダーの育成や自主防災組織の育成・強化に向けた取り組みを行います。</p>	<p>①防災出前講座や防災訓練等により市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るとともに、防災マップの配布により、市民への災害情報の提供や避難場所等の周知を行います。さらに、地区防災計画の策定を推進し、自衛手段の強化を図ります。</p> <p>②主な観光拠点や宿泊施設に防災マップを掲示するなど、観光客等に対する防災情報の提供に努めます。</p> <p>③関係機関と連携した連絡調整会議等の継続的な開催により、総合的な防災体制の強化を図ります。</p> <p>④地域の防災力向上のため、関係機関と連携し、防災リーダーの育成や自主防災組織の育成・強化に向けた取り組みを行います。</p>
	福祉のまちづくり	<p>①少子高齢化の進展に配慮し、高齢者や障がい者、子供連れの人をはじめ、すべての人が活動しやすい都市づくりを目指します。</p>	<p>①少子高齢化の進展に配慮し、高齢者や障がい者、子供連れの人をはじめ、すべての人が活動しやすい都市づくりを目指します。</p>
	福祉のまちづくり	<p><バリアフリーやユニバーサルデザインの推進></p> <p>①駅周辺や公共施設、住宅及び商店街等において、市民・事業所・行政が相互に連携して、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。</p> <p><高齢者・障がい者などにやさしい移動手段の確保方策の検討></p> <p>②高齢者・障がい者等の交通弱者のための公共交通機関の確保に努めるとともに、公共交通のバリアフリー化や交通のシームレス化、段差がなく円滑に移動できる歩行空間の確保等を促進します。</p>	<p><バリアフリーやユニバーサルデザインの推進></p> <p>①駅周辺や公共施設、住宅及び商店街等において、市民・事業者・行政が相互に連携して、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図ります。</p> <p><高齢者・障がい者などにやさしい移動手段の確保方策の検討></p> <p>①高齢者・障がい者等の交通弱者のための移動手段の確保に努めるとともに、公共交通のバリアフリー化や交通のシームレス化、段差がなく円滑に移動できる歩行空間の確保等を促進します。</p>
	その他都市整備	<p>①公共施設については、既存ストックの保全と活用を基本とし、安全性や利便性の向上を図るとともに、適切な維持・管理を推進します。</p> <p>②情報通信基盤の地域格差の是正に積極的に取り組みます。</p>	<p>①公共施設については、霧島市公共施設管理計画に基づき、施設保有量の見直し・適正化及び施設の長寿命化を推進します。また、将来の地域づくりの観点から施設の再編を検討します。</p>
	学校教育施設・スポーツ文化施設	<p><学校教育施設></p> <p>①児童・生徒等の安全を確保するため、できるだけ早期に全ての学校教育施設が耐震基準を満たすよう、必要な改修を行います。</p> <p><スポーツ・文化施設></p> <p>②老朽化の進む一部の体育施設については、改修及び維持管理を計画的に行います。</p> <p>③文化施設については、設備の充実を図るとともに適切な維持管理を行います。</p>	<p>(削除)</p>
市営住宅	<p>①市営住宅については、定住促進の視点にも配慮しながら、「市営住宅ストック総合活用計画」等に基づき、既存の住宅ストックの有効活用を図ります。また、老朽化した市営住宅については、建替え若しくは解体の推進を図ります。</p>	<p>(削除)</p>	
情報通信基盤施設	<p>①中山間地域を中心に、情報通信基盤の未整備な地域が残されていることから、地理的状況に応じて生じている情報通信基盤の地域差の是正に向け、通信事業者・放送事業者と連携しながら、インターネットのブロードバンド未整備地域の解消、携帯電話の通信不能地域解消、地上デジタル放送の視聴できる環境整備を行います。</p>	<p>①情報通信基盤については、霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき、超高速ブロードバンドが未整備となっている地域に対して光ファイバーによる超高速ブロードバンドの環境整備を行います。また、次世代通信システムの導入についても研究していきます。</p>	